

国民年金保険料の納付が困難なときは…

免除・猶予制度を 活用しましょう

4月分から令和6年3月分までの国民年金保険料 (以下「保険料」と言います)は、月額16,520円です。 経済的な事情などで納付が難しいときに、利用でき る制度をお知らせします。

保険料の免除・猶予と、未納は何が違う?

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、世代を超えて支え合う制度です。経済的な事情などにより、保険料を納めることが難しいときは、申請して承認されると保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

ただし、免除や猶予を受けると、将来受け取る 老齢基礎年金額は少なくなります。そこで、当時 の保険料を10年前までさかのぼって納めることが できる「追納」制度を利用することで、免除制度な どを活用せずに保険料を納めた場合と同じ年金額を受け取ることができます。生活にゆとりができたら、追納をお勧めします。

免除や猶予を受けず、保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけでなく、障がいの状態になったときの障害基礎年金なども受けられない場合があります。



保険料の免除・猶予制度

■保険料の免除制度

本人、本人の配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、保険料の全額または一部が免除されます。また、免除の所得基準を超えていても、退職(失業)などにより納付が難しいときは、特例で保険料の免除を受けられる場合があります。

※一部免除には、所得に応じて▶4分の3免除▶ 2分の1免除▶4分の1免除一の3種類があります。例えば4分の3免除の場合、残りの4分の1を納付する必要がありますが、これが未納のままだと年金を受けられない場合があります

■保険料の納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、本人の配偶者それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。

■学生納付特例制度

前年の所得が一定基準以下の学生は、申請して 承認されると、保険料の納付が猶予されます。

*これらの制度は、原則、申請日より2年1カ月 前までさかのぼって申請できます

▷申請の受付期間

保険料の免除制度および納付猶予制度の令和5年度分(7月分~令和6年6月分)の申請は、7月から受け付けています。

なお、学生納付特例制度の令和5年度分(4月分~令和6年3月分)の申請は、4月から受け付けています。

▷電子申請ができるようになりました

保険料の免除・猶予申請をはじめ、国民年金に関する電子申請がマイナポータル(*)でできるようになりました。スマートフォンやパソコンで簡単に申請書などを作成することができ、移動時間や待ち時間なく手続きができます。

申請には、マイナンバーカードを用意し、マイナポータルの利用者登録をする必要があります。

*マイナポータルとは…行政手続きのオンライン窓口です。電子申請や、行政機関からのお知ら

せを受けとることができる自分専用のサイトです。詳しくは、日本 年金機構のホームページをご覧く ださい



【問い合わせ・申請】

- ○本館国保医療課(☎41-3585)
- ○各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥 谷☎41-3447、東和☎41-6517)
- ○花巻年金事務所(☎23-3351)
- ○ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)



子どもの医療費助成を 拡充します

市内在住の小学生から高校生などまでの子どもを対象 とした医療費助成について、8月1日から保護者の所得 額にかかわらず助成を受けられるようになります。

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3584)



子どもの医療費助成の内容

●8月からの新制度

対象	住民税 非課税世帯	住民税 課税世帯
乳幼児	無償	無償
小学生	無償	自己負担額 1医療機関ひと月につき、 入院2,500円、通院750円 を上限
中学生	無償	
高校生など	無償	



従来の所得制限は撤廃。市内在住の全ての 子どもが医療費助成の対象となりました!

■対象の子ども・対象期間

小学生~高校生など(小学校入学~18歳の誕生日の次に迎える3月31日の期間、医療費助成の対象となります)

- ■自己負担額(医療機関などの窓口での支払い額)
- ○1 医療機関ひと月につき、入院2,500円、通 院750円を上限

※乳幼児の医療費または保護者が住民税非課税 者である場合の子どもの医療費は無償(自己 負担額なし)

利用の流れ

■県内の医療機関を受診したとき

医療機関で医療費受給者証を提示することで、窓口での支払い上限が医療費助成の自己負担額までとなります(現物給付方式)。

※高校生などについては、現在、市内の医療機関に限り現物給付方式となっていますが、8 月1日から県内全ての医療機関で現物給付方式となります

医療費受給者証の申請が必要です

■申請した人に医療費受給者証をお送りします 医療費助成を現物給付方式または償還払い方 式で受けるためには、医療費受給者証の申請が あらかじめ必要です。

市では4月中旬に、新たに医療費助成の対象となるお子さんの保護者宛てに申請の案内をお 送りしています。

6月までに申請のあった人には、7月末までに医療費受給者証をお送りします。医療費受給者証は、圧着はがきにてお送りしますので、開封して使用してください。

※一部、封書にてお送りする場合があります

■県外の医療機関を受診したとき、医療費受給 者証を提示しなかったとき

医療機関で医療費を一度支払った後、国保医療課に給付申請をすると、後日、自己負担額を超える給付相当額を受給者の指定の口座に振り込みます(償還払い方式)。

※給付申請には、医療費の領収書が必要ですので、なくさないようにしましょう



まだ医療費受給者証の申請手続きをしておらず、医療費助成を希望する人は、お早めに本館 国保医療課にて申請手続きをお願いします。

6 2023(R5),7.15